



平成 19 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社パシフィックネット
代表者名 代表取締役社長 上田 満弘
(コード番号 3021 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部門担当 菅谷 泰久
(電話番号 03-5730-1442)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 8 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を、平成 19 年 8 月 30 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (ア) 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）の事業目的の追加を行うものであります。
- (イ) 取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立するため、現行定款第 19 条（取締役の任期）に定める取締役の任期を 2 年以内から 1 年以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 8 月 30 日
定款変更の効力発行日	平成 19 年 8 月 30 日

以上

別紙

(下線は変更部分を示しています)

定 款 (現行)	定 款 (変更案)
<p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータ、並びにコンピュータ周辺機器、通信機器、電子電気機器、光学機器、及び事務機器の賃貸借、売買、修理及び輸出入</p> <p>2. コンピュータに関する研究開発及びそれらに関する機械、器具、工程、過程、レイアウトの賃貸借、売買及び輸出入</p> <p><u>3. インターネットによる上記商品の販売</u></p> <p><u>4. インターネット上のショッピングモールの開設</u></p> <p><u>5. インターネットによる情報提供サービス及び情報管理、処理サービス業</u></p> <p><u>6. 産業・一般廃棄物収集運搬事業</u></p> <p><u>7. 一般貨物自動車運送業</u></p> <p><u>8. 貨物運送取扱事業</u></p> <p><u>9. 一般労働者派遣業務並びに特定労働者派遣業務</u></p> <p><u>10. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの開発、取得、賃貸借、売買及び仲介</u></p> <p><u>11. 広告、宣伝の代理業務</u></p> <p><u>12. 古物の売買及び賃貸借並びに輸出入</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p><u>13. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>	<p>第2条 (目 的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータ、並びにコンピュータ周辺機器、通信機器、電子電気機器、光学機器、<u>家具、家庭用電気機器、建設用機械器具、建設用機材、自動車、医療器具、携帯電話</u>及び事務機器の賃貸借、売買、修理及び輸出入</p> <p>2. コンピュータに関する研究開発及びそれらに関する機械、器具、工程、過程、レイアウトの賃貸借、売買及び輸出入</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>3. インターネット上のショッピングモールの開設</u></p> <p><u>4. インターネットによる情報提供サービス及び情報管理、処理サービス業</u></p> <p><u>5. 産業・一般廃棄物収集運搬事業</u></p> <p><u>6. 一般貨物自動車運送業</u></p> <p><u>7. 貨物運送取扱事業</u></p> <p><u>8. 一般労働者派遣業務並びに特定労働者派遣業務</u></p> <p><u>9. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの開発、取得、賃貸借、売買及び仲介</u></p> <p><u>10. 広告、宣伝の代理業務</u></p> <p><u>11. 古物の売買及び賃貸借並びに輸出入</u></p> <p><u>12. 総合リース業</u></p> <p><u>13. 不動産の賃貸借</u></p> <p><u>14. インターネットによる上記各号に関連する商品の販売</u></p> <p><u>15. 前各号に関連するリース業並びにレンタル業</u></p> <p><u>16. 前各号に関連する保守管理業務</u></p> <p><u>17. 前各号に関連するコンサルティング業務及び業務受託</u></p> <p><u>18. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>

定 款 (現行)	定 款 (変更案)
<p>第 19 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時総会の終結の時まで とする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、 在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第 19 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内</u>に終了する事業年度の 最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>